

専門職大学院認証評価 改善報告書検討結果

教育機関名称	産業技術大学院大学 産業技術研究科
教育機関名称(英語)	Advanced Institute of Industrial Technology, School of Industrial Technology
専攻名称	情報アーキテクチャ専攻
専攻名称(英語)	Master Program of Information Systems Architecture
学位名称	情報システム学修士(専門職)
報告日	平成25年6月

一般社団法人日本技術者教育認定機構

専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	—(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
改善された点・問題点・コメント	<p>★改善された点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアモデルコースの概要・推奨科目・評価レーダーチャート等が作成され学生に直感的に理解させる方法を示した。 ・多様な背景を持った新入生のために、入学前の学習ならびにその確認法を強化し、事前学習の徹底を図った。 ・学生支援への取り組みとして全学生を対象にIPA・PMP等の試験講座を開催等し専攻会議での報告及びポータルサイトでの掲示、等の改善を行った。 ・シラバス執筆要領によるシラバスの再構築、等の改善が行われた。 ・教員間のネットワーク組織作りをし教員相互の各種チェックや議論が開始された。PBLでは他の教育機関や外部の有識者を含めた合宿を開催するなどの改善が開始された。 <p>★問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の書面調査では改善に至っていることを確認できない基準評価項目があった。次回の専門分野別認証評価では第3者が確認可能な資料を残し、タイムリーに提示できる前準備が望まれる。「教育の質保証室」が新たに発足することになっているが活動実績はこれからでPDCAサイクルがまだ十分とはいえない。 ・情報アーキテクトに関する定義はより明確化されたが必要とされる知識・スキルの内容と水準の具体性がまだ不十分である。 ・修了生の修得した知識・能力水準の説明では学習・教育の水準設定とその確認方法、確認結果、等が具体的かつ客観的に示されていない。 ・初めてPBLの2事例が提出された。PBLにおけるスキル・コンピテンシーと成績評価方法は本科目のシラバスと一致しない。また、PBLに各教員が記載した上記のスキル・コンピテンシーと成績評価の方法との関係は不明確である。 ・運営諮問会議から学習効果・実力判定等の評価方法とPBL教育における多面的評価方法に関する重要な課題が答申されているがそれらへの検討がない。教育改善のPDCAサイクルが十分機能していない。 ・倫理教育として新たな科目を開講したが、職業・技術者倫理に関する科目はすべて選択科目であり、修了者全員が履修する保証がない。運営諮問会議の答申には「倫理観・技術倫理教育は、専門職大学院の教育の根幹にあたるといっても良く、大学教育の柱とすべきである」としていることを十分理解する必要がある。 	

専門職大学院認証評価 改善報告書に対する所見

<p>改善された点・ 問題点・コメント (続き)</p>	<p>★コメント</p> <ul style="list-style-type: none">・専門分野別認証評価時には5つのWと6つのCという評価であった。改善報告書による認証評価では、それらが大幅に減少し短期間に大幅な改善が行われていることは評価できる。・しかし、本専攻が最も重要視しているPBL教育には、学習・教育目標を達成するコンピテンシーの獲得について明確な評価方式とその尺度を開発し、教員と学生がそれらを共有することが望まれる。
--------------------------------------	---

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1	基準1:専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	C	C	基準1(1)~1(3)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準1(1)~1(3)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A		自己評価書(本文編)p.6により、専攻の使命・目的が学則第1条に示されていることを確認した。この内容は学校教育法第99条第2項を満たしている。 社会からの要請に基づく情報分野の技術者育成を担う専門職大学院を設置することが、大学院案内ならびに本専攻の設置申請書、等に明記されていることが自己評価書(本文編)p.6に示されている。 教育の使命・目的に関して、大学のホームページに、建学の理念、大学院設置申請書、などが掲載されており、学生・教員ばかりでなく、社会に公開されている。これらは、学則ならびに大学案内などでも説明されている。	
1(2)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)~(vi)が含まれていること。 (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力 (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力 (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養 (iv) 継続的に学習できる能力 (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度 また、当該専攻がその特色として、(i)~(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	W	W	1. 学習・教育目標として、(a) 情報アーキテクトに必要な知識・スキルの修得、および、(b) 情報アーキテクトに必要な業務遂行能力(コンピテンシー)の修得が挙げられている。このうち、学習・教育目標(b)については、3つのメタコンピテンシーおよび7つのコアコンピテンシーにより、その内容が具体的に示されている。しかし、学習・教育目標(a)については以下の問題があるため改善が必要である。(W) ・「情報アーキテクト」は経済産業省ITスキル標準における職種「ITアーキテクト」と混同しやすいが、ITアーキテクトよりもはるかに広い職種をカバーする概念である。そのため、「情報アーキテクトに必要な知識・スキル」も幅広いものであるが、その内容および水準が具体的に示されていない。ITスキル標準では職種およびレベルごとにスキル領域、スキル熟達度、知識項目が示されているが、これと比較しても記述の具体性が不足している。 ・「情報アーキテクト」は広い範囲の職種をカバーしているが、各学生は、これに含まれるいずれかの職種について学習・教育目標(a)および(b)を達成することを求められていると判断できる。この点を踏まえた学習・教育目標(a)の具体化が求められる。 2. 以下に示す項目2-1~2-3については、指摘の趣旨に沿った改善が必要である。(W) 2-1. 自己評価書(本文編)p.10-11において、(a) 情報アーキテクトに必要な知識・スキルについてはITスキル標準レベル4(他の技術者を指導できるレベル)を、(b) 情報アーキテクトに必要な業務遂行能力については、「システムのライフサイクル全体に関するビジョンに基づくシステム設計が可能になる」レベルをそれぞれ設定している。これらは高度な知識とノウハウを備えつつ、他の領域に対しても一定レベル以上の知識を備えたプロフェッショナルとなることを期待されています」としか表現されておらず、修了時点における知識・能力の水準が明確に設定されているとは言えない。そのため、水準の設定を具体化する必要がある。	1. 情報アーキテクトに関する定義は前回の認証評価での指摘を受けて明確化された(改善報告書本文編 p.6)。しかし、情報アーキテクトに必要な知識・スキルに関する内容および水準の具体的な提示がまだ不十分であり改善が望まれる。この点を改善するには、ITスキル標準のスキル熟達度やスキルディクショナリ等を参照する方法も考えられる。(C) 2. 修了生の修了時点における修得される知識・能力水準の説明(本文編P.11)は前回とほぼ同一の説明であり、「本専攻修了時に、保有している知識・スキル等は、「スキルの専門分野が確立し、自らのスキルを駆使することによって、業務上の課題の発見・解決を牽引することができるレベル以上である。」の一文が加えられているが、この説明は学習・教育の水準を設定し、その確認方法、確認結果、等を具体的に、かつ客観的に示していない。この点も改善が必要である。(W) 3. 基準2-3の資料にスキル達成の一つの目安であるITSS診断に関する資料が提出されたが、ITSSスキル診断受講者数の推移(P.60)が十分に徹底されているとはいえない。またその結果の資料が示されていないなど教育の質を客観的に保証しているという確認が取れなかった。この点も改善を要す。(W) 4. 情報アーキテクトに含まれる職種は非常に広いが、個別の学生は、これに含まれるいずれかの職種について学習・教育目標(A) 情報アーキテクトに必要な知識・スキルの修得、および(B) 情報アーキテクトに必要な業務遂行能力(コンピテンシー)を修得すると考えられるので、その点を明確にする必要がある。(W)

番号	評価項目	評価	改善後の評価 根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
1(2) 続き			<p>2-2. 大学院案内(補足版)にはキャリアモデルコース毎に修得可能な知識項目の充足率が示されているが、自己評価書や平成22年度のシラバスに掲載されているキャリアモデルコースとは一致していない。また、知識項目の充足率は基準が求めている「学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力の水準」を記述したものと評価できない。</p> <p>2-3. 大学院案内(補足版)に示されているレーダーチャートには、以下に示す問題がある。</p> <p>(1) 6つのコースのほとんどでコンサルタントおよびITアーキテクトの知識項目をほとんど充足するとしているが、キャリアモデルコースの推奨科目と比較すると、対応する科目が含まれていないコースが多く見られる(例: ITアーキテクトの知識項目は情報アーキテクチャ特論I~IIIで教育されているが、プロジェクト・マネジメントコース等の推奨科目には含まれていない)。</p> <p>(2) セキュリティコース、ネットワークコース、データベースコースはITスペシャリストに含まれるが、レーダーチャートではそのような位置づけになっていない。</p> <p>(3) ソフトウェア開発コースがアプリケーションスペシャリストに対応しているが、推奨科目と対応していない。</p> <p>3. 学習・教育目標は「大学院案内」やホームページ等を通じて学生および教員に周知されている(c.f. 自己評価書(本文編)p.7-10)。(A)</p> <p>4. 学習・教育目標はITスキル標準や共通キャリア・スキルフレームワークを参照して設定されており、社会の要請を反映している。(A)</p>	<p>5. 前回の指摘事項には大学院案内(補足版)に示されていたレーダーチャートに関する問題を指摘した。同資料が提供されていないため、改善点が不明であった。本項目は基準3(2)に関するが、学習・教育目標という意味で本基準にて言及する。このレーダーチャートには1~5のメモリがあるがこの各々の軸における1~5の数字の意味が明文化されていない。このため学生にはこの尺度の意味が伝わりにくい。各々のコミュニケーションの軸を見ると、全レーダーチャートの最大値が2.5である。したがって、この目標設定の意味が不明確である。さらに、PBLの評価法として今回提出されたこの種の記述に、例えばp. 240-241に示されている「修得できるスキル、コンピテンシーと7つの基本コンピテンシーとの関係(まとめ)」ならびに「成績評価方法」がある。ここでも各々のスキルやコンピテンシーに関する評点(grade)の定義が無く、「活動・成果」の各々に対して「質と量」の判定の説明のみである。PBLの判定については基準3(3)においても指摘している。以上から、本基準は改善を要す。(W)</p>
1(3)	<p>研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。</p>	A	<p>研究科の名称は、自己評価書(本文編)p.12に説明されているが、産業技術研究科であり、幅広いものになっている。本専攻の名称は情報アーキテクチャ専攻であり、情報アーキテクトを育成することが目的・使命となっている。このことから、当該研究科等の教育研究上の目的に相応しいと判断できる。</p>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
2	基準2：学生受け入れ方法	X	X		
2(1)	<p>学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。</p>	C	A	<p>アドミッションポリシーとして、以下の3つのポリシーをWebサイトや学生募集要項等で公開している(自己評価書(本文編)p.14-15)。</p> <p>(1) 知識や経験を業務遂行に活かす能力の獲得を目指す人材 (2) 高度な情報アーキテクチャを構築する能力を目指す人材 (3) 社会との協調性やチームワークを発揮できる人材</p> <p>これらのアドミッションポリシーは学習・教育目標とも対応している。 (A)</p> <p>一方、アドミッションポリシーの実施は、推薦入試、一般入試、プレスクール、科目等履修制度を組み合わせて行われている。推薦入試ではプレゼンテーションを主体に、一般入試はIT基礎知識と小論文そして面接を行って選抜している。また、プレスクールの実施による入学前指導や科目等履修生制度による講義科目の事前受講の推奨を実施している。</p> <p>本専攻では極めて多様な学生を受け入れているため、学生の能力にバラツキが大きい。そのため、学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学させるために、プレスクール等による入学前指導の重要性が高い。しかしながら、プレスクール等への参加は学生の自主性に任されており、出欠の確認も行っていないため、入学時に学生が必要な能力を持っていることを専攻は確認できていない。このため、個別の学生のフォローアップおよび指導を行う仕組みを整備するなどの改善が望まれる。特に、入学試験の成績が下位の合格者に対しては、入学後の学習に支障が生じないよう、確実なフォローアップを行うことが望まれる。(C)</p>	<p>多様な背景を持った新入生に対する配慮は学習・教育目標の達成にとって重要である。入学前e-learning、プレスクール、ITSSスキル診断などによる事前の学習ならびにその確認法を強化し、事前学習の徹底を改善していることは確認できた。また、学生を個別に指導する体制として、PBL未履修者に対する配慮を行ったことは評価に値する。以上から改善は行われており本基準は満たされている。</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3	基準3:教育方法	C	C	基準3(1)～3(10)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準3(1)～3(10)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	C	C	<p>授業科目は自己評価書(本文編)p.19図2で説明されているように、7つの授業科目群(IT基礎科目、基本共通科目、ICT系科目、システム開発系科目、エンタープライズ系科目、マネジメント系科目、PBL)に分類されている。また、キャリアモデルコースとして7種類のコース(CI0・マネジメントコース、ITアーキテクトコース、プロジェクト・マネジメントコース、セキュリティコース、BI・DBエンジニアコース、上級ソフトウェアエンジニアコース)を設定し、コースごとに推奨科目を学生に提示している。これらのカリキュラムおよびコースはITスキル標準におおむね準拠した系統的なものである。(A)</p> <p>また、カリキュラムは自己評価書(本文編)p.19に説明されている通り、大学院案内、シラバスの冒頭、そして大学院案内等に公開されており、学生および教員に開示されている。(A)</p> <p>自己評価書(本文編)p.9には、職業倫理の理解、規範を守り職務を果たす能力と態度(基準1(2)(vi))を養うために、複数の科目が設定されていることが説明されている。しかし、シラバスを点検した結果、本基準に対して明示的に合致する科目は「情報社会特論」のみである。この点については改善が望まれる。(C)</p>	<p>1. 学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に示すコースツリーを作成した点は評価に値する(p.79)。しかし、このようなコースツリーは教職員ならびに学生に開示し周知することが望ましい。(C)</p> <p>2. 技術者倫理あるいは職業倫理教育については「技術者倫理」と「情報社会特論」が明示的な科目として判断される。改善の経緯には、「シラバスの表現を修正し」とあるが、本文編のP.9には多くの科目を羅列しているが、科目のシラバスには「倫理教育の内容」を明示的に示しているものは少ない。つまり、シラバス内に当該科目と技術者倫理あるいは職業倫理教育の関連を明確に説明していない。なお、Javaプログラミング技法の科目が倫理教育に該当するという解釈は一般的とはいえない。</p> <p>基準1(2)(vi)では「職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度を全学生に身につけさせる」としている。この基準を全学生が満たしていなければならない。倫理に関する上記の2科目は選択科目であり全修了生が単位取得する保証はない。これを裏付ける説明としてP.9には「関心のある学生が学修する機会を設けている」ならびに「・・・職業倫理が学修できると考えている」の文脈からも倫理教育への取り組みに基本的な問題がある。また、資料番号7-13(p.508-518)として提出された運営諮問会議の答申(平成25年3月6日)には、教育カリキュラムのあり方として「産業界が求める人材、必要となる知識・スキルとは」の節で、第1番に述べられているコンピテンシーは「技術者倫理教育」であり、その結論として「倫理観・技術倫理教育は、専門職大学院の教育の根幹にあたるといっても良く、大学教育の柱とすべきである」としている。これらのことからなお一層の改善が望まれる。(C)</p>
3(2)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	C	A	<p>カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、本専攻での授業科目の多くが座学のみでなく、学生数人が構成するチームで討議・議論し、その結果をプレゼンテーションする形式となっている。学生は社会人が多く、キャリアも異なるという意味で、このような方法は優れた教育方法として評価できる。また、PBLを学習・教育目標(b)に対応付けており、2年次の必修科目(2科目12単位)として実施している。また、今のところ実績は無いが、インターンシップも科目として設定している(補足資料16)。以上から、実践教育として優れたカリキュラムになっている。(S)</p> <p>これに対して、1年次に開講される各科目は、学習・教育目標(a)に対応付けられている。しかし、学習・教育目標(a)の具体性が低いため、各科目の位置付けが明確でない。7種類のキャリアモデルコースによって各科目の位置付けをある程度は推測できるものの、これを明確化・具体化することが望まれる。(C)</p>	新たにキャリアモデルコース概要・推奨科目・評価レーダーチャート(資料3-1)が作成され本文編に説明されている。レーダーチャートでは、1-5の数字の意味付けが不明確であるが、学生に直感的に理解させるには良い方法と思える。これらから改善が図られたと判断し、本基準は満たされている。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(3)	<p>カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。</p> <p>また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。</p> <p>なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。</p>	W	W	<p>1. シラバスは大学のホームページ上で、本専攻に関わる学生および教員等に公開されている。(A)</p> <p>2. シラバスには教育内容・方法、履修要件、修得できる知識・能力、成績評価方法等が示されている。しかし、成績評価の方法や配点のみが記述されており、成績評価基準が明確でないものが多く見られる。また、出席点のように履修生が身に付けた能力とは無関係な評価基準が含まれているなど、不適切な評価法がシラバスに記載されているだけでなく、現実の採点結果にも反映されている例も見られた。これらの点に対する改善が必要である。(W)</p> <p>3. シラバスに従った教育および成績評価を実施していることについては、実地調査によって確認を試みた。多くの科目およびPBLの教材は教科書および教員の配布資料であるが、それらの資料が提示されず、シラバスに従って教育が実施されていることが確認できなかった。また、多くの科目がレポートによる成績判定を行っているが、提示されたレポートは採点結果が示されたものの、設問や採点基準等が提示されていないケースが多く、適切な成績評価が実施されているか否かを確認できなかった。(W)</p> <p>4. 本専攻が最大の特色としているPBL(Project Based Learning)に関して、PBL成果発表会資料および学生評価資料に基づき、採点基準に従った成績評価が行なわれていることを確認した。ただし、以下の点について改善が望まれる。(1) 各クォーターにおける評価(素点)では、担当教員による点数のみ示されており、評価理由が説明されていないケースが散見された。(2) 全学生のセルフアセスメント資料を集積しているのは評価に値するが、これを成績評価や学生指導にどのように活用しているかの説明が不足している。(C)</p>	<p>1. 平成22年度からシラバス執筆要領が修正され各科目と学習・教育目標の関係を示すようになった点(p.18-19)ならびに単位認定の基準を明確にした点は評価できる。しかし、シラバスの一部には獲得可能な(メタ・コア)コンピテンシーに一切記載がない科目や極めて寄与度の低い科目がある。これらのチェックを行い、修正・指導する教育運用体制を整える改善が望まれる。(C)</p> <p>2. 改善報告書には、PBL以外のレポートの設問や採点基準や採点結果などの資料、記述、等が含まれていないので、PBL以外の科目の適切な成績評価が実施されているか否かを確認できなかった。</p> <p>3. 本専攻では2年次の情報システム学特別演習I, IIをPBLとし、必須科目としている。この科目は極めて重要視されており、獲得可能な10種のメタ・コアコンピテンシーのすべてが◎である。しかし、10種のコンピテンシーの各々をどの程度獲得したかを評価する具体的な方法あるいは尺度、等は提示されていない。以下その指摘の根拠を説明する。</p> <p>初めてPBLの2事例が提出された。スキル・コンピテンシーと成績評価方法については各々p.240-241, p.371-372に説明されている。しかしここに示されているコンピテンシーと情報システム学特別演習I, IIのシラバス(p.110-111)に記載されている獲得可能なコンピテンシーは一致しない。また、PBLに各教員が記載した上記のスキル・コンピテンシーと成績評価の方法との関係は不明確である。</p> <p>本件と関係するが、運営諮問会議(平成25年3月6日)では同様の答申が提出されている(資料番号7-13, p.514)。ここでは、「キャリア開発支援を視野にいれた教育カリキュラムについて」の節において「履修方法等」の項目に「第三者に対して教育レベルの客観的な理解を得るため、教育の質を可視化し保証することが重要である。」と記されている。学外委員・産業界の方々の意見を反映した改善が必要である。(W)</p>
3(3) 続き				<p>5. 自己評価書(本文編)p.22では、「個別の学習・教育目標に対する達成度評価を行っている科目は無い」と明言しており、水準判定以外に、学習・教育目標の達成度評価を行う仕組みが存在しない。この点に関しては、学習・教育目標(a)を具体化し各科目と対応付けた上で改善が望まれる。(C)</p>	<p>4. 本基準の評価項目には「成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること」とあり、この基準に関して、前回改善が望まれるとの指摘を行った。本件については、本文編(p.21)に履修科目や単位数などの確認の個別面談をするようにしたとある。しかし、本基準が求めているのは、科目の合否判定だけでなく、学習・教育目標に示す(A),(B)(本文編p.6-7)を学生がその時点でどの程度達成しているかを示し指導することである。この点の改善をさらに続けることが望まれる。(C)</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(4)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	C	A	<p>1. ITSS-DSによるITスキル診断や成績書配布などを通じて、学生自身が達成度の継続的な点検を行えるような仕組みを導入している。また、勉学意欲の増進や学生の要望への対応を目的として、KPH制度、モデルコースの提示、学生による授業評価等の制度を整備している。特に、学生による授業評価の結果は教授会でも配布され、授業担当教員が学生に対するフィードバックを行う仕組みが整備されている。(A)</p> <p>2. 極めて多様なバックグラウンドを持った学生を受け入れていることから、ITSS-DSによる診断結果を参照しても学生間の能力のばらつきが極めて大きい。入学試験合格者に対してプレスクールや科目等履修生制度を活用した授業の事前受講を推奨しているが、基本的に学生の自主性に依存した仕組みであることから、入学試験の成績に応じた個別対応を行うことが望まれる。また、1年次に開講される専門科目等は全て選択科目であることから、学生の適性や希望に応じたきめ細かな支援を組織的に行うことが望まれる。これを通じて、修了時点での学生の能力保証を促進することもでき、学習・教育目標の達成にも寄与することが期待される。(C)</p> <p>3. 当該専攻のカリキュラムはITスキル標準に基づいたものであることから、情報処理技術者試験との関連が強く、学生のニーズも高い。そのため、学生が自主的に勉強会を開催し、意欲のある教員が個人的に勉強会を指導しているが、このような取り組みは専攻として組織的に行うことが望まれる。(C)</p>	改善報告書(p.21)には平成24年度から学生への学務に関する面談の機会を設けたとある。クラス・担任の制度は来年度から実施するとあり、この仕組みも急いで欲しい。また、ITスキル標準をお手本として本専攻はカリキュラムを構成しているため、情報処理技術者養成機関とも言える。このことから、各種の情報処理技術者試験による資格試験の合格は学習成果とも判断できる。学生への面談でも、そのほとんどがこれらの資格を目指していると答えている。このことから、学生支援への取り組みとして本文編(p.21)の説明にあるように、全学生を対象にIPA・PMP等の試験講座を専攻が組織的に開催され、専攻会議での報告及びポータルサイトでの掲示を行っている。以上の改善を行ったことから本基準を満たしている。(A)
3(5)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	S		一学年の定員が50名で入学者が例年50名を若干上回る数である。自己評価書(本文編)p.27の表では、サンプル的であるが、履修者数が最大で40名程度であり平均履修者数は26名と報告されている。このことから、施設、設備的には十分と考えられる。PBLの体制については、模範的な取り組みとして高く評価できることから、本認証評価基準は満たされている。	
3(6)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A		社会人が多いことから、月曜から金曜の平日は午後6時から授業が開始され、2限(終了は午後9時15分)、土曜は午前10時半から午後6時まで4限となっている。原則的に2つの並列授業であるが、1年次は授業が中心となり、2年次はPBLを中心に授業している。一年間に履修できる単位数の上限は、履修の手引きで45単位に定めている。修了に要する単位数は40単位であり、無理のない履修が可能なクラス構成となっている。以上から、認証評価基準を満たしている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
3(7)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	W	A	1. 本専攻では、一年を4学期で構成するクォーター制である。大学院設置認可申請書から、実質的に年間35週相当の授業期間として確保されている。しかし、シラバスの授業計画を点検したところ、15回目の授業時に定期試験を行っている科目が多く見られた。このことから、大学設置基準第21条2項で要求されている授業時間に達していない場合があり、担当教員が必要な授業時間を確保するよう、授業計画を立てた上でそれを実行するための改善が必要である。(W) 2. 夜間授業ならびに土曜の集中授業を行っているが、これは全学生の9割を占める社会人学生に配慮したものであり、基準の趣旨に合致している。(A)	本文編p.24～26から学年暦と定期試験以外に15回の授業時間を確保する改善がなされたことを確認できた。また、夜間・集中授業に関わる法令の遵守及び資料(番号3-7)、シラバス執筆要領そしてオンラインシラバスなどによりそれらが反映されていることを確認した。従って、改善により本基準を満たしている。
3(8)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A		自己評価書(本文編)p.30の説明では、学生の授業出席の利便性から、品川区のキャンパス以外に、秋葉原サテライトの教室を利用した遠隔授業を平成22年度から開始している。高性能な動画配信を双方向に行い、両教室間のリアルタイムの講義がなされている。遠隔授業は、すべてが対象ではなく、グループ討議の多い授業は行わず、現在(1-2学期)は5科目に限定している。以上から、認証評価基準を満たしている。	
3(9)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—		通信教育は行っていないため評価の対象外である。	
3(10)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	A		派遣による実習について、自己評価書(本文編)p.32には、専攻会議で単位認定を行い、原則的に、作業時間が60時間以上、週報提出の義務づけ、修了時に受け入れ側の最終評価が文書として提出されること、そして、単位は合否判定のみで4段階の評価はないこと、等が説明されている。多くの学生が社会人であることから、本専攻におけるインターンシップ制度の必要性は高いとは言えないが、平成22年度より、社会人以外の学生に対してインターンシップを開設している(自己評価書(本文編)p.32)。この開設は運営諮問会議による企業の協力を得たものである。また、履修規則にインターンシップの講義内容が学生に説明されている。補足資料ではインターンシップ手続きの説明がなされている。 上記に示したように、インターンシップ制度は平成22年度から開始したばかりであり、実績が現時点では無いが、現地調査にて派遣先の確保、連携体制などに関する資料が提出され、それらから本基準が満たされていることを確認した。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4	基準4：教育組織	A	A	基準4(1)～4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準4(1)～4(15)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A		<p>教育研究に関する責任の所在は、学長を議長とする「教育研究審議会」にあり、教育研究の基本事項の決定がこの場で行われている。産業技術研究科の運営は教授会が最高意志決定機関であり、研究科長が責任者となる体制である。この下に本専攻の意志決定機関として「専攻会議」がある。これらの3つの意志決定機構が教員組織の基本となっている。</p> <p>上記の骨格の下に、産業技術大学院大学各種運営委員会があり、個々の目的を持った委員会が組織されている。自己評価書（本文編）p.34-35では、全学の委員会として、入試委員会、教務学生委員会の存在、専攻には、専攻会議、PBL委員会、PBL成績判定会議、等の存在が説明されている。この他にもいくつかの委員会があるが、それぞれに教員の適切な役割分担および連携体制が確保されている。</p> <p>以上から本認証評価基準は満たされている。</p>	
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	A		<p>現時点で教授9名、准教授1名、助教5名が在職しており、合計15名が専任教員として従事している。また、15名の非常勤講師が教育を分担している。PBLを除くと約44科目をこれらの教員で担当しているが、PBLはそのほとんどを准教授以上の専任教員10名が担っており、一学年の定員が50名であることを考慮すれば、カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげるために十分な数の教員が存在していると判断できる。</p> <p>自己評価書（本文編）p.36には、大学院の教育支援体制として事務組織の説明がなされている。本専攻以外にもう一つ、学生定員が同一の創造技術専攻があるが、全体で約25名の事務職員が教育支援の任務に従事している。学生数ならびに教員数の規模からして、事務職員等からなる十分な教育支援体制が存在していると判断できる。</p> <p>したがって、本認証評価基準は満たされている。</p>	
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A		自己評価書に示された専任教員数は、法令上の基準を遵守しており、本認証評価基準は満たされている。	
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A		専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っているため、本認証評価基準は満たされている。	
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A		専任教員は15名であるが、この中で教授は9名である。このことから、「法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること」という基準は満たされている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	S		自己評価書(本文編) p.38から判断して、(i)に該当する教授1名、(ii)に該当する教授が2名、(iii)に該当する教授は6名である。准教授は(i)に該当する。助教の5名は(ii)に該当する。全体としては、(i)に該当する教員数は2、(ii)に該当する教員数は7、(iii)に該当する教員数は6であり、全体としてバランスが取れている。専門職の教育では、(ii)(iii)の教員が重要であり、ここに大半の専任教員が占めているのは高く評価できる。本認証評価基準は満たされている。	
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A		自己評価書(本文編) p.40-41から、専任教員のうち8名が実務家であり53%である。この教員のすべては5年以上の実務経験者であり、かつ高度の実務能力を有していることを確認した。また、実務家教員の教育・研究業績を確認した。この結果、実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることを確認した。これらから本認証評価基準は満たされている。	
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A		自己評価書(本文編) p.42-43から、ほとんどの教授・准教授はPBLを除く科目担当数が3であり、全科目の約75%は専任教員が担当している。PBLの科目担当教員は基本的に専任教員のみである。平成22年度は、専任教員と非常勤講師によるPBLプロジェクトがひとつあるのみである。以上から、本認証評価基準は満たされている。	
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A		自己評価書(本文編) p.43-44から、教員の構成は、教授の平均年齢が52.6歳、准教授は38歳、助教の平均年齢は34歳である。教授団の年齢構成は、40代が2名、50代が5名、60代が2名である。職位から判断して、極端なアンバランスはない。このことから、本認証評価基準は満たされている。	
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A		専任教員が当該大学以外の業務に従事している状況が自己評価書(本文編) p.44-45に示されている。ほとんどの教員は本務中心の勤務と判断でき、当該大学における教育研究の遂行に支障はないと考えられる。 専任教員のうち、学外業務に従事している者は、教授で4名、准教授1名、助教3名である。合計、8名(53%)であり、適切な範囲内と判断できる。以上から、本認証評価基準は満たされている。	
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A		自己評価書(本文編) P.45には科目等履修生に関する規則が制定されていることが説明されている。そこには、科目等履修生の定員制限が定められており、また、教務学生委員会にて審議された議事録が示されている。実績から判断して、科目等履修生やその他の学生以外の者の数は専任教員を増加する必要がないよう配慮されている。これらから本認証評価基準は満たされている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—		自己評価書（本文編）p.46の説明の通り、本基準は本専攻には該当しない。	
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A		<p>教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法は、自己評価書（本文編）p.46-50に詳しく説明されている。本専攻では、年度毎の評価と（全員が対象ではないが）任期評価によって昇格、年俸への反映をする仕組みが制度化されている。ここでの評価は、教育、研究、社会貢献、組織運営の4つである。これらの制度は「教員評価制度の概要」ならびに「自己申告実施要領」などにより当該専攻の教員に開示されている。</p> <p>採用に関しては、公立大学法人首都大学東京教職員の任命に関する規則として定められた基準により実施されている。全教員に対して任期制を導入しており、任期評価が導入されている（教授、准教授は5年（再任可）、准教授は最長15年、助教は5年であるが最長+5年）。なお、昇格については、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則に定められており、業績及び職務遂行能力の総合的な評価によりなされている。なお、自己評価書（本文編）p.50に説明されている年度評価は年俸との関係を主目的とし、一方、任期評価は再任の判断のために行っている。</p> <p>これらの実施と実績については実地調査にて補足資料が呈示され、その確認を行った。以上から、教員の教育に関する貢献度評価は多角的に行われており、本認証評価基準は満たされている。</p>	
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	C	A	<p>すべての専任教員が参加する専攻会議が毎月開催されている。この会議では、教育システム全般を網羅し議論する場であることが自己評価書（本文編）p.52では説明されている。しかし、各科目の教育内容は担当教員がほぼ任意に決定する仕組みになっており、教員相互のチェックも限定的である。また、シラバスは教務学生委員会の審議を経るとしているが、それを確認できる根拠資料が提示されておらず、シラバス自体にも基準3(3)指摘事項2や基準3(7)で指摘したような不備が発見されている。そのため、関連する科目間の連携を密にし、教育プログラム全体やコースとしての教育効果を上げ、改善する教員間の連絡ネットワーク組織が実質的に機能しているとは言えないため、改善が望まれる。(C)</p> <p>PBLに関しては、PBL委員会によるPBLの計画、実施などを、PBL成績判定会議では、教育成果の判定をしている。一方、非常勤講師15名との教育関連のネットワークについては補足資料24から科目毎に「設置責任教員（専任教員）」が存在し、非常勤講師との科目内容、レベル調整を行っている。(A)</p>	<p>各科目の担当教員に科目内容のすべてを任せるとはせず、学習・教育目標を達成するために科目の構成、その内容の議論をすることが教育組織としての責務である。このためには、教員間のネットワーク組織を作る必要がある。改善報告書の本文編(p.28)にはカリキュラム委員会が作られ教員相互のチェックや議論が開始された点は評価に値する。</p> <p>また、本専攻の最も重要視しているPBLに関して、他の教育機関や外部の有識者を含めた合宿を開催するなど教員相互のネットワーク強化の活動が開始されている。今後とも完成度の高いPBLの確立に努力して欲しい。特に、PBLでの各種コンピテンシー達成度評価方式についての議論を深める等、改善報告書の評価結果を踏まえた取組みをして貰いたい。以上から本基準は満たされている。(A)</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。	S	<p>自己評価書(本文編) p. 53-55には、FD活動が活発になされていることが説明されている。平成20～21年度には、他の専門職大学院と協同して、専門職大学院等における高度専門職業人育成推進プログラムを文部科学省の事業として推進し、成果を上げている。</p> <p>FD活動の成果としてFDレポートを大学ホームページで公開している。これらのレポートには、ほとんどの教員が個々の授業科目毎に、悪い評価、良い評価、今後のアクションプラン、その他意見など、授業評価結果のまとめとして改善の努力をしている。</p> <p>以上のことから、本専攻のFD活動は高く評価されるべきであり、本認証評価基準は十分満たされている。</p>		

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
5	基準5：教育環境	A	A	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A		自己評価書(本文編) p.57-59に説明されている通り、学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備している。以上の理由により、本認証評価基準は満たされている。	
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A		本専攻は履修者の多くが社会人であることを前提としているため、夜間の授業開講を実施している。月曜から金曜(平日)は夜間(18:30-21:40)を、土曜は昼間(10:30-18:00)を授業時間としている。図書館の運営は、平日は午前9時から午後9時45分まで、土曜は午前9時から午後6時45分までを利用可能としている。一方、事務室、自習室等は平日午前9時から午後10時まで、土曜は午前9時から午後7時までを利用可能としている。その他、施設の時間外利用は、申請書に基づき、担当教員の承認により、平日、土日も午後11時までの利用が可能になっている。以上から研究室、教室、図書館、等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっている。 学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)については、教授・准教授のオフィスアワーが公開されている。また、事務処理については、学生の利便性を考慮し、必要十分な時間帯で対応している。これらから本認証評価基準は満たされている。	
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A		専任教員のうち、教授・准教授にはそれぞれ30平米の研究室を、また、5名の助教には共同で1室であるが、60平米の研究室が割当てられている。このことから、本認証評価基準は満たされている。	
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A		科目履修生の受入れ状況は、自己評価書(本文編) p.27に平成22年の第1、第2クォーターの実績が示されているが、平均3名、最も多い科目で8名であり、本専攻の学生数を合わせても十分な広さの教室が十分用意されている。このことから、本認証評価基準は満たされている。	
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—		自己評価書(本文編) p.60の説明通り、本大学院の校地はひとつであり、評価基準の対象外である。	
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A		施設は東京都立産業技術高等専門学校と共同利用しているが、自己評価書(本文編) p.60-61等に説明されている通り、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していると判断できる。このことから本認証評価基準は満たされている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A		東京都の公立大学法人であり、大半は東京都からの運用費交付金にて賄われている。その他、外部資金、科学研究費補助金、などの資金確保の努力がなされている（自己評価書（本文編）p.61-62）。これらにより、学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっている。また、補足資料20では、各研究室に対する研究費評価・配分の規定、傾斜的研究費配分等についての説明がされている。これらから、本認証評価基準は満たされている。	
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	C	A	自己評価書（本文編）p.62-64の説明の通り、学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムとして、奨学金制度、授業料免除制度、修学年限を3年とする長期履修制度、キャリア開発支援、オフィスアワー制度、その他の取り組みを実施している。さらに、2年次のPBLにおいては、学生5名程度に対し、教員3名で指導・助言できる体制を構築している。 これらの学生支援制度は、履修の手引き、ホームページ、掲示板などで学生および教員に開示・周知されている。 しかし、PBL等において、学生にどのような指導・助言が行われたかを示す根拠資料が提示されなかった。多様な背景を持ち、ITSSレベルも様々な学生を対象とした履修支援を行うためには、学生の能力、修学状況、適性、希望等を個別に把握して適切に指導・助言する仕組みを実効的に運用する必要があると判断されるため、改善が望まれる。	前回の認証評価時にはPBL等において、学生にどのような指導・助言が行われたかを示す根拠資料が提示されなかったが、個別面談資料（抜粋）により根拠資料を確認した（改善報告書 資料2-5）。学生に対して、事前学習・入試成績・取得単位・成績等を参考に、将来キャリア希望・各自のカリキュラムに関して個別指導を実施し、教員間ネットワークで情報を共有化している。随時個別指導も行っている。これらから改善が認められ本基準を満たしている。

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
6	基準6：学習・教育目標の達成	A		基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	A		修了認定の基準と方法は学則ならびに履修規則に定められており、当該専攻にかかわる学生および教員に開示されている。選択科目28単位以上、必須科目12単位以上が修了要件である。修了判定は毎年3月に開催される臨時教授会での議題であり、その議事要旨および判定資料により適切に実施されていることを確認した。	
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A		学則ならびに履修規則により、修了認定に必要な在学期間および修得単位数が、法令上の規定（2年以上の在籍、30単位以上の科目履修）および当該専攻の目的に対して適切に設定されていることを確認した。	
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A		在籍期間の短縮制度は法令上の規定に従って定められている。在学期間の短縮は、科目等履修制度（AIIT単位バンク）もしくは他大学院での既取得単位が認定される、等により可能であるが、今迄この適用を受けた学生は存在しない。専攻の規則では、専攻の目的に照らして十分な教育上の成果が得られるよう配慮されている。このことから本認証評価基準は満たされている。	
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A		当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定することについては、学則にて上限が10単位までとしている。また、「既修得単位の認定に関する規則」により、科目等履修生としての単位は5年以内が有効であり、10単位までを上限としている。さらに、他大学院での取得科目については、シラバス、カリキュラムの内容を示す履修の手引きの類、などを担当教員が審査・判定し、専攻会議および教務学生委員会の審議を経る、等の規則を設けている。自己評価書（本文編）p.70-71には、これらの規則ならびに、単位認定の実績が示されている。このことから本認証評価基準は満たされている。	
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A		自己評価書（本文編）p.72-73には、授与する学位の名称が「情報システム学修士（専門職）」であること、ならびにその名称の根拠を示す説明がある。この名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであると判断される。このことから本認証評価基準は満たされている。	

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
7	基準7:教育改善	C	C	基準7(1)~7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。	基準7(1)~7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1~6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	W	C	<p>当該専攻には教育システムを点検・評価する仕組みとして、運営諮問会議、FD委員会、東京都地方独立行政法人評価委員会、認証評価検討委員会、などが設置されている。これらの存在と活動実績は自己評価書(本文編)p.74-78に説明されているとおり、継続的かつ組織的な取り組みとなっている。これらの委員会以外にも、自己点検・評価委員会、教育研究審議会、などが設置されている。</p> <p>しかし、以下に示すとおり、点検システムが有効に機能していなかったと判断されるケースがある。これらの問題は教育の質を保証する上で重要性が高いため、改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> シラバスにおいて、15回目の授業で試験を行っているため、必要な授業時間に達していない事例や、成績評価基準が明記されていない事例が見られた。 シラバスに従って教育および成績評価が実施されていることを示すための講義資料(教科書、配布資料等)が蓄積されていなかった。成績資料(学生が提出したレポート、成績表等)は蓄積されていたが、レポートやPBL成果物等の評価基準が不明確なものがほとんどだった。 	<p>教育の質保証は基準1~6の点検システムが機能しなければ達成できない。基準1に定められた学習・教育目標には、情報アーキテクトの技術者像と、必要とされる知識・スキル、そして必要とされる業務遂行能力(コンピテンシー)の修得が謳われている。これらについては、技術者像とコースツリーの構築、知識・スキルそしてコンピテンシーと科目の関係を示すシラバスの再構築、等の改善が図られ効果がでてきた。また、学生個々の指導体制も整いつつある、など多くの改善が行われてきた。</p> <p>しかし、今回の書面調査では改善(Do)に至っていることを確認できない基準評価項目があった。次回の専門分野別認証評価では必ずしも紙である必要性はないが、第3者が確認可能な資料を残し、タイムリーに提示できる前準備が望まれる。(C)</p> <p>教育改善のPDCAサイクルを回すために、本文編(p.35)には点検・評価の組織が列挙されている。改善書として新たな組織が「教育の質保証室」として発足することになっている。その目的は、教育の質保証を全学的な立場で継続的に行い、その改善を検討する、としている。つまり、要となる司令塔的組織とする計画である。本組織が機能すれば教育の質を保証するPDCAサイクルが回ると期待できる。しかし残念なのは「教育の質保証室」が平成25年2月7日からとなっており、実績はこれからとなっていることである。したがって、本基準の改善がなされたとの時点で判定しがたい。なお一層の改善の努力が望まれる。(C)</p>
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	A		<p>自己評価書(本文編)p.79には、社会の要望を運営諮問会議において反映し、学生の要望については、FD委員会がその任に当たると説明されている。FD委員会に寄せられた授業評価アンケートに基づき、授業の改善に反映するアクションプランが作成されており、授業評価結果についての分析も行われている。FD委員会の報告は、FDレポートとして、その実績がホームページにも掲載され、公開されている。ここには、出席した教員名も掲載されており、熱心な討論が重ねられていることが分かる。また、授業評価の改善を各教員の担当科目毎にFDレポートに掲載し、公表している。</p> <p>自己評価書(本文編)p.79には点検・評価システム自体の点検について、文部科学省の事業として取組んだ「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」での活動成果を説明している。ここでの活動において3点の改善(授業評価の調査結果分析等を効率化する情報システム開発、教員相互の授業を動画コンテンツとして携帯端末で見ることを可能とするシステム開発、そして、遠隔授業を可能とするシステム開発)を行ったことが説明されている。点検・評価システム自体の機能を教育機関として、継続的に行う組織として、外部の東京都独立行政法人評価委員会があり、また大学内では企画会議がある。</p> <p>これらから本認証評価基準は満たされている。</p>	

番号	評価項目	評価	改善後の評価 根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A	運営諮問会議, FD委員会, 東京都地方独立行政法人評価委員会の業務実績報告書・評価報告書など, 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によってホームページに公開されている。このことから本認証評価基準は満たされている。	
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき, 教育システムを継続的に改善する仕組みがあり, 有効な活動の実施に努めていること。	W	<p>定期的な点検・評価の結果に基づき, 教育・学生支援システムを継続的に改善する仕組みについては, 自己評価書(本文編) p.80-83に15個の委員会が挙げられている。また, 改善活動の実績として, (1)「情報科学特論」の新設, (2) 学生による授業評価に対応したアクションプランの作成, (3) 就職支援策の強化が挙げられている。</p> <p>しかし, 運営諮問会議からは, (1) 学生の学習効果・実力判定等の評価方法を検討されたい, (2) PBL教育における多面的評価方法等について検討されたい, (3) 修了生の追跡調査の実施と教育へのフィードバック等の課題が指摘されている。</p> <p>また, 本認証評価を通じて, 以下に示す問題点が指摘された。 (1) 専攻が設定した学習・教育目標において, 修了生が身につけている知識・スキルの記述に関する具体性が不足している。 (2) 学習・教育目標と個々の科目の間の関連が明確でなく, 一部には不整合も見られる。 (3) 多様な学生の目標達成度を専攻が確認・指導する仕組みがなく, 目標として掲げた学習・教育目標を達成したことが確認されていない。 (4) シラバスに不適切な点が散見される(成績評価法が適切でない, 必要な授業時間に達していない, など)。 (5) 実地調査時に必要とされる根拠資料の準備が不十分であった。</p> <p>これらの指摘を踏まえた改善活動を組織的かつ継続的に行う必要がある。</p>	<p>前回の専門分野別認証評価において指摘されたW, Cの項目については各種の改善努力がなされてきた点は評価に値する。しかし, 前回の認証評価において指摘されていた運営諮問会議からの指摘事項に対して改善が検討され実施されたという説明はない。そこでは(1)学生の学習効果・実力判定等の評価方法を検討されたい, (2) PBL教育における多面的評価方法等について検討されたい, の2点が答申として提言されているが, 本件に関する言及がない。これらは共に教育の質保証に関係しており改善を必要とする。(W)</p> <p>さらに, 前回の認証評価では5点の指摘事項があったが, その中の, (1)専攻が設定した学習・教育目標において, 修了生が身につけている知識・スキルの記述に関する具体性が不足している, ならびに(3)多様な学生の目標達成度を専攻が確認・指導する仕組みがなく, 目標として掲げた学習・教育目標を達成したことが確認されていない, の2項目は改善がなされたとは判断できなかった。上記(1)については基準1(2)において, また(2)については基準3(3)において共に再度指摘し, 改善を必要とするとの判定となった。以上からこれらの指摘を踏まえた改善活動を組織的かつ継続的に行う必要がある。(W)</p>

番号	評価項目	評価	改善後の評価	根拠・指摘事項	改善報告書:根拠・指摘事項
8	基準 8 : 特色ある教育研究活動	X	X		
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S		自己評価書（本文編）p.85-87には、4学期制による集中的教育，社会人の利便性を考えた平日夜間，土曜昼間の授業開講，3年間の長期履修制度，最大の特色としているPBL型教育，入学前の単位バンク制度，修了生に対し授業動画コンテンツを無償で提供するKHP(Knowledge Home Port)制度，特定の分野を集中して学べる履修証明プログラム，認定登録講師制度，など多彩な取り組みが挙げられている。これらの制度や施策は本専攻の特徴的な取り組みであり，高く評価できる。	